

第 34 回目は、雇用保険法の基本手当の流れです。

基本手当は、本試験においても実務に関しても中心をなす重要な個所になります。

最初に被保険者に関して確認していきます。

被保険者の定義は、法 4 条 1 項に規定されています。

雇用保険法において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であって、「適用除外」の規定に該当する者以外のものをいう。

- (1) 一般被保険者
- (2) 高年齢被保険者
- (3) 短期雇用特例被保険者
- (4) 日雇労働被保険者

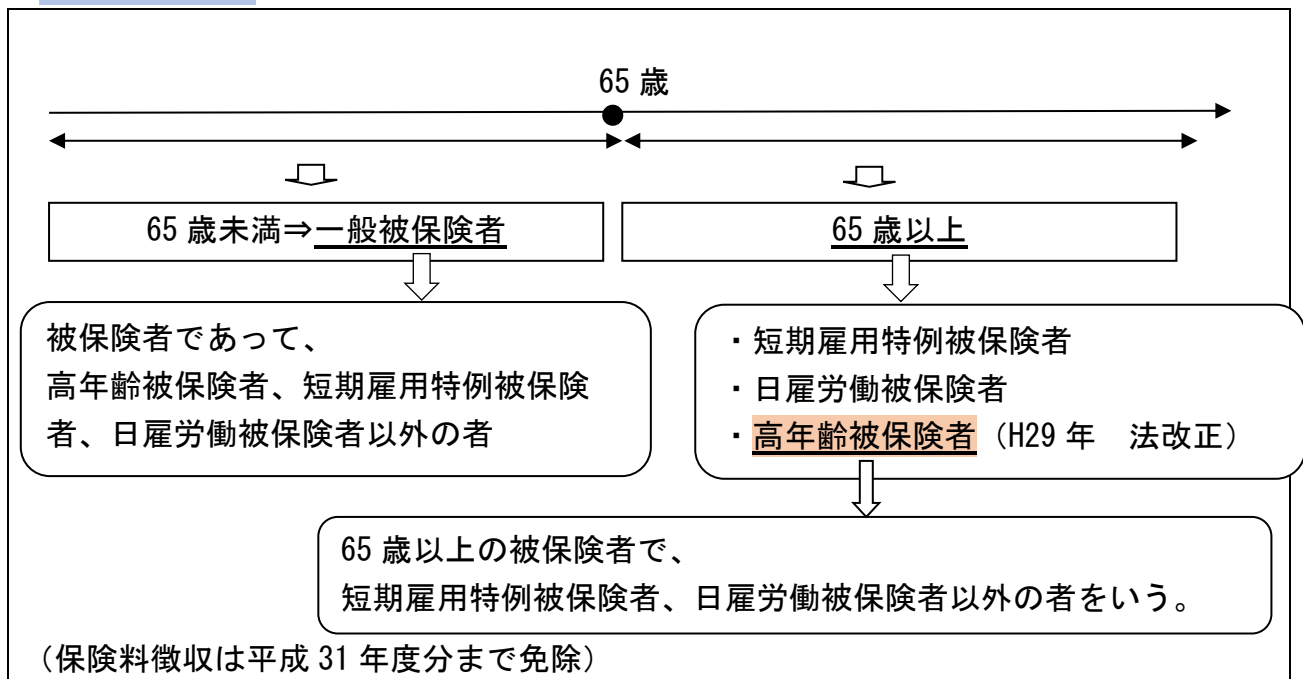
(平成 29 年 法改正)

改正前	改正後
高年齢継続被保険者	高年齢被保険者

改正後は、「継続」という用語が消滅

(2) 「高年齢継続被保険者」から「高年齢被保険者」への法改正の考え方

⇒H29 年 1 月 1 日以降、新たに 65 歳以上の者を雇用した場合の適用範囲の拡大



法改正により、従来の「高年齢継続被保険者」（被保険者であって、同一の事業主の適用事業に 65 歳に達した日の前日から引き続いて 65 歳に達した日以後の日において雇用されているもの）は廃止。

平成 29 年 1 月 1 日以降の「高年齢継続被保険者」から「高年齢被保険者」への移行措置を確認します。

●ケース①…平成 29 年 1 月 1 日以降、新たに 65 歳以上の者を雇用した場合
(すべて、新規の話であり、既得権者はいません。)

⇒適用要件に該当する場合、雇い入れ日に「高年齢被保険者」の資格を取得。

取得日の属する月の翌月 10 日までに管轄公共職業安定所に資格取得届を届出。

(入社時は適用要件に該当しなかったが、所定労働時間の変更等により適用要件に該当することとなった場合⇒変更となった日に「高年齢被保険者」の資格を取得。)

●ケース②…平成 28 年 12 月 31 日の時点で、65 歳以上（被保険者ではない）であり、平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合

(元々 65 歳以上であったため、被保険者でない者の扱い)

⇒施行日（H29.1.1）に雇用されたものとみなして「高年齢被保険者」の資格を取得。

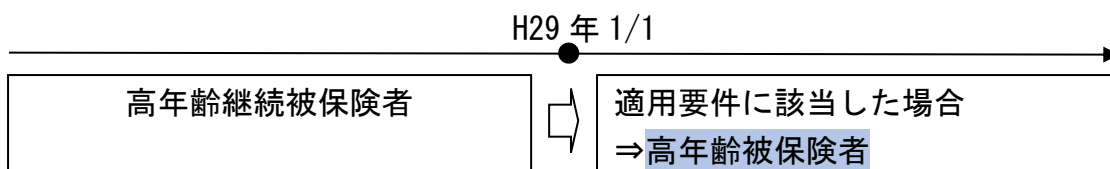


●ケース③…高年齢継続被保険者の資格を有している者に対する対応

⇒平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合

施行日（H29.1.1）に自動的に「高年齢被保険者」に切り替えられます。

(手続きは不要。)



被保険者の定義 4 条 1 項の中の適用除外を確認します。

(法 6 条) **適用除外**

- ① 1 週間の所定労働時間が **20 時間未満** である者
 - ② 同一の事業主の適用事業に継続して **31 日以上** 雇用されることが見込まれない者
 - ③ 季節的に雇用される者であって下記のいずれかに該当する者（下記参照）
 - 4 カ月以内の期間を定めて雇用される者
 - 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であって厚生労働大臣の定める時間数（30 時間）未満である者
 - ④ 学校教育法に規定する学校の学生又は生徒であって、①～③に準ずるものとして厚生労働省令で定める者
 - ⑤ 船員法 1 条に規定する船員 であって、雇用期間が 1 年未満の一定の漁船に乗り組むため雇用される者
- 平成 22 年 船員保険法の改正により、船員保険法に組み込まれていた失業部門の保険が雇用保険法に移行（つまり、原則、船員は雇用保険法の適用）
- ⑥ 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち一定の者

被保険者となるか否かの具体例の中で、「登録型派遣労働者」の適用基準にも注意が必要です。

次のいずれにも該当する者は、被保険者として取り扱う。

① 反復継続して派遣就業する者であること

一の派遣元事業主に **1年以上引き続き雇用**されることが見込まれること



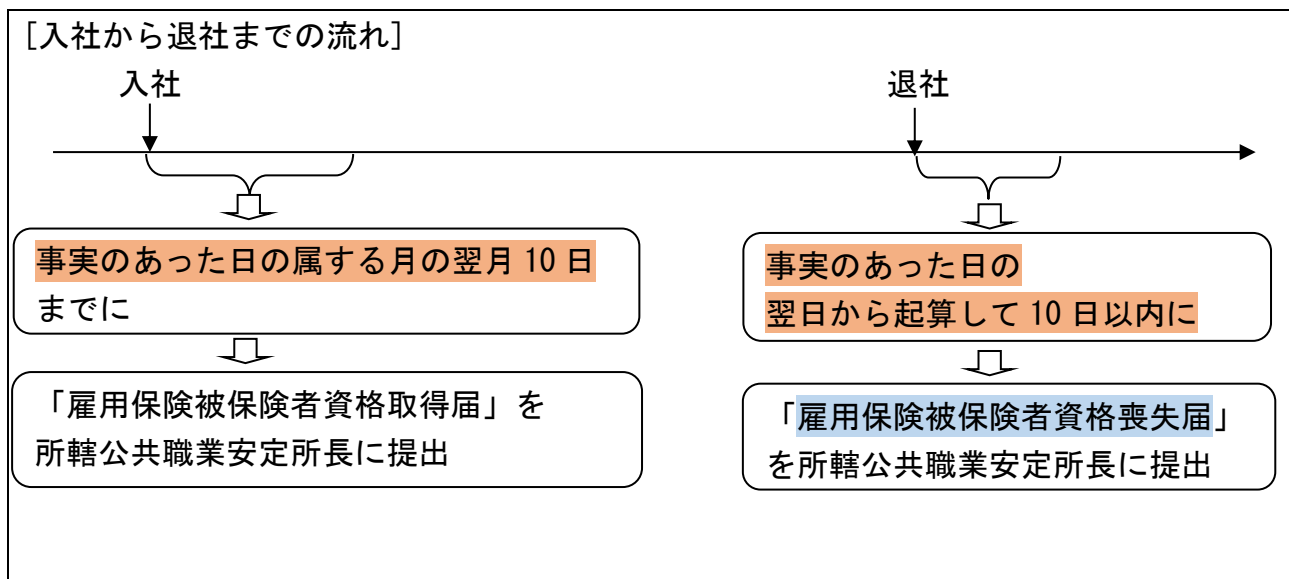
下記の者は、要件に該当します。

- 雇用契約期間2月以上の派遣就業を1月程度以内の間隔で繰り返し行って、1年以上引き続き雇用見込みある者
- 雇用契約期間1月以内の派遣就業を数日以内の間隔で繰り返し行って、1年以上引き続き雇用見込みある者

② 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

それでは、基本手当の流れです。

まずは、入社から退職までの書類の流れを会社の視点で確認していきます。



被保険者でなくなったことの原因が離職であるときは、下記の書類を事業主が公共職業安定所長に提出します

離職でない場合とは⇒死亡した場合等が該当します。

【離職時に事業主が所轄公共職業安定所長に提出する書類】

(原則)

「雇用保険被保険者
資格喪失届」

「雇用保険被保険
離職証明書」



所轄公共職業安定所長

(例外①)

⇒離職票の交付を希望しない場合（次の就職先が決まっているような場合）

「雇用保険被保険者
資格喪失届」



所轄公共職業安定所長

(例外②)

⇒離職日において **59歳以上**の被保険者

「雇用保険被保険者
資格喪失届」

「雇用保険被保険
離職証明書」

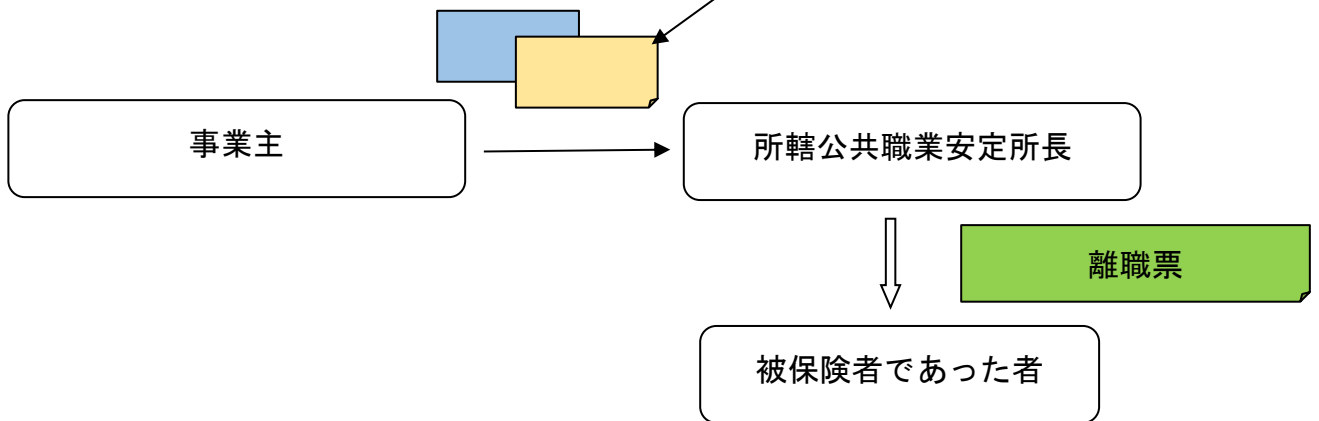


所轄公共職業安定所長

「雇用保険被保険者離職証明書」は、下記のように3枚で1セット（複写用紙）になっています。

- ①雇用保険被保険者離職証明書（事業主控え）
- ②雇用保険被保険者離職証明書（所轄公共職業安定所提出用）
- ③離職票

「雇用保険被保険者離職証明書」には、賃金支払日数（被保険者期間のカウントのため）や月毎の賃金（賃金日額の算定のため）、離職の理由等（自己都合、会社都合等）を記載する項目があります。



○離職票は、雇用されていた事業主経由で被保険者であった者に交付することも可能です。

少しわかりにくい箇所ですが、用語の頭の「雇用保険被保険者」の名称を省いて確認すると資格喪失届と離職証明書の2種類です。

離職証明書は、3枚綴りでその内の1枚が離職票になります。

次回、第35回は、基本手当の流れを5つの期間で確認していきます。

（完）